

藤原頼通の実子 —— 養子に出された俊綱・定綱・忠綱を中心に ——

木 本 久 子

はじめに

前稿「藤原頼通をめぐる養子関係の一考察」⁽¹⁾では、頼通による摂関家後継問題を明らかにする一端として、頼通とその養子及び実子の関係を考察した。従来、頼通の後継者問題に関しては、坂本賞三氏が頼通の養子源師房論を展開し、⁽²⁾一方では高橋秀樹氏が、平安時代における養子関係は養父や養子自身の利益が重要であったのであり、「家」を継承させるためのものではなく、頼通の場合も同様に、養子に御堂流摂関家を継承させる意図がなかったと論じている。⁽³⁾

確かに頼通の父道長の養子は、高橋氏が論じているように、道長が後見することで、摂関家の子弟として有利な昇進を遂げている。ただし道長が実子誕生前に、道長の妻と血縁関係にあった源成信と源経房を養子としたのは、実父の早逝や出家により政治の後見者をなくした彼らを見つけてやるのが目的であったが、彼らは異姓養子であり、藤原氏の養子と比較すると昇進の早さに歴然たる差が見られることから、道長が同じ養子であっても源氏と藤原氏を区別していたことが明かである。このことから道長が彼らを実子誕生前に養子にしたとはいえ、摂関家を継承させる意志がなかったといえよう。道長が実子誕生の前後に関わらず多くの養子を入れた目的は、道長の後見により出身した養子が、

その後皆公卿となり廟堂を占めていったことから分かるように、政治的な補佐を期待したためである。

小野宮流の筆頭である藤原実資の場合も、甥である資平をはじめとした血縁関係のある男子を養子とし、彼らに対して政治的援助をする一方、資平に廟堂の動向を報告させるなど、政界における重要な補佐役として期待していたことが窺え、その養子関係は相互的に成立していたといえる。しかし実子のいなかった実資の養子関係が、実子のいた道長のそれと異なる点は、特に実資と最も年長の養子である資平の関係が、政治的なものだけに留まらず、小野宮流の継承という問題にまで及んでいたことである。周知の通り実資は、財産や法性寺における祖先祭祀に象徴されるような小野宮流の意志を資平に継承させようとしていた。⁽⁴⁾ 資平が元服した長徳三年（九九七）には、実資はすでに小野宮流の筆頭となっており、年齢も四十一歳に達していたことから、実子のいなかった実資には小野宮流を継承させる養子が必要であったのである。このことから平安時代において、実子のいなかった場合の養子関係に「家」の継承という概念がなかったとは一概にはいえない。

つまり平安時代における養子関係の養父側の目的には、一つ目に養子の後見役となることが挙げられる。これには、政治的後見者をなくした者を後見する場合と、実父は健在であるが、初叙や昇進をより有利にさせるための場合がある。後者の場合の養子は、実父が健在であることから実父と養父両方の後見を受けることとなる。二つ目に実資のように実子を持たない者が、「家」を継承させるために養子を入れること、三つ目に頼通の養子である源顕房が、実父俊賢と摂関家との主従関係から頼通の養子となったように、養子関係を結ぶことよって「家」同士のつながりをより密接なものにすることが挙げられる。さらに養父はこれらの目的で入れた養子に対して、将来的に廟堂における補佐役を期待していたのである。

さて前稿の主題であった頼通の養子には、源師房・藤原信家・源顕基・源俊房の四人がいたが、頼通の養子関係にお

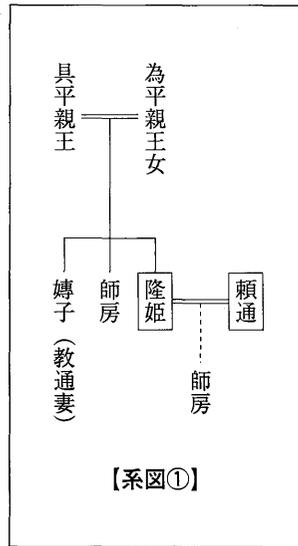
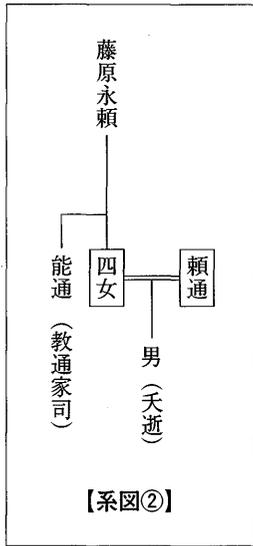
いて留意すべき点は、まず養子が皆廟堂入りしており、そのうち源師房とその長男俊房が大臣職に就いている点である。道長の養子の場合も皆公卿となっているが、大臣職に就いているのは実子だけであり、養子でその職に就いた者はいない。

次に、藤原信家を養子とし、一時は後継者と目していた点である。信家は頼通の同母弟教通の長男で、実父教通も健在であり、頼通は信家を昇進の面で見しようとしていたことが窺える。ただし養子とした時期が、頼通の実子誕生以前であることに加えて、頼通が権中納言から関白左大臣・氏長者となり、政界の頂点に位置した時期であった。道長が頼通を後継者としてその布石を敷いたのと同様に、頼通も後継者について考えなければならぬ時期であったのであり、頼通が信家をまだ幼い頃から養子としていたこと(6)から、信家を後継者とするべく養子とし、養育する意思があったことを前橋で示唆した。しかし実際には信家の元服前に頼通の実子通房が誕生し、その昇進過程から、頼通が信家ではなく通房を後継者としたことは周知の通りである。

そして、頼通は実子誕生後も数人の養子を入れていながらもかわらず、通房の後に誕生した実子を養子に出しているが、この点が頼通の養子関係特徴的かつ複雑にしている最大の点である。この複雑さから従来の研究において、頼通の婚姻関係及び実子・養子関係は一定しない点が多くある。したがって本稿では、前稿で触れられなかった頼通の婚姻関係とその子ども達について再度整理することを目的とし、これらの留意点を踏えて今後頼通にみる撰関家の後継問題を考察する足がかりとしたい。

一、頼通の婚姻関係

まず、頼通と婚姻関係があったと考えられる女性を取り上げ、その出自などの確認を行いたい。



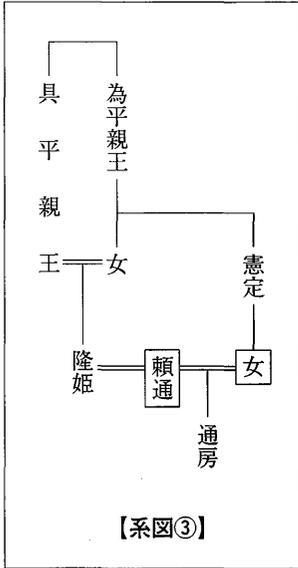
i 隆姫

頼通が最初に婚姻関係を結んだのは、具平親王女隆姫である。
 (系図①参照)『栄華物語』によれば、具平親王が左衛門督であった頼通を婿に望み、その話を聞いた道長が、「男は妻がらなり。いとやむごとなきあたり」に参ぬべきなり」と男は妻の家柄が大事であると快諾したことによってこの婚姻関係が成立した。頼通が左衛門督であったのは、寛弘六年(一〇〇九)から長和元年(一〇一二)であるが、具平親王が寛弘六年に薨去している⁸⁾ので、この婚姻関係は寛弘六年頃成立したと考えられる。頼通は当時十八歳であった。

隆姫は『愚管抄』で「うまずめ(産まず女)」と称されているように、頼通との間に生涯子供を儲けなかったが、具平親王薨去後、頼通は当時二歳であった隆姫の弟師房を引き取って養育していたと考えられる。

ii 藤原永頼女

長和四年(一〇一五)頼通が二十四歳の時に、従三位藤原永頼の四女で、上東門院彰子に仕えていた女性¹⁰⁾との間に初めて実子を



儲けた。(系図②参照) しかし『小右記』長和四年十一月十七日条に、

故山井三位四娘産間、今暁死去、兒全存、左大将子云々、黄昏源宰相来談左將軍事云々、女事誠有実者、太可奇也、とあるように、永頼女はこの出産によって亡くなっている。また『栄華物語』¹⁾によれば、道長も頼通も永頼女の懐妊を知って大変喜び、さらに産まれたのは男子であったのでその喜びはもっと大きなものになったであろうが、「君は男に在しければ、「嬉しくも」などおぼしける程に、三日ばかりありて、それもうせにけり」とあるように、誕生後すぐに夭逝している。

iii 源憲定女

『左経記』万寿二年(一一〇二五)正月十一日条に、源憲定女が頼通の男子を出産した記事がみられる。

昨日故右兵衛督憲定二女産男子、是候関白殿之子也、而殿下密々有芳合之間懐妊、及午剋平産云々、禅門并殿下令

喜悦給無限云々

源憲定は為平親王の長男であり、隆姫の父具平親王の甥にあたる。(系図③参照) 憲定には二人の娘がいたが、この二人は寛仁元年(一一〇一七)に父憲定が薨去した後、隆姫の計らいにより、頼通に仕えていたようだ。¹²⁾『栄華物語』にはその妹が「対の君」と呼ばれ、頼通の寵愛を得たとある。その結果、頼通の嫡男となる通房を出産した。「禅門并殿下令喜悦給無限」とあるように道長と頼通の喜びは相当なものであったことがわかる

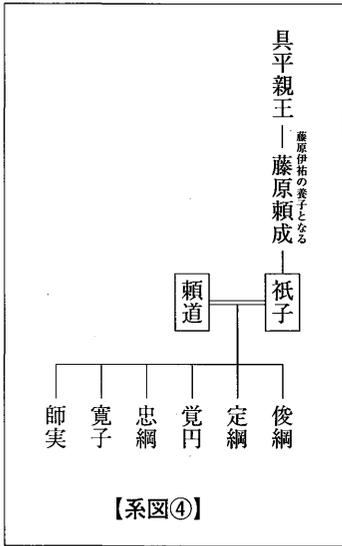
が、関白左大臣である頼通によく嫡男が生まれたことによるのであろう。¹³⁾

ところで、皇太后宮であった彰子は憲定女を内裏に参入させるよう再三召したという。『小右記』長和二年（一〇二二）七月十二日条に次のようにある。

右兵衛督憲定、来云、有女子、年十八、皇太后宮以廣業朝臣頼有可参入之仰、依不甘心、云合源中納言、俊賢、答云、事雖不宜、至有仰事何為乎、取案内可示者、其後納言云、猶有可令参入之仰、可啓可然之時可令参入之由者、彼納言似令啓只可令参入之由、為之如何、為言合斯事所来也者

これによれば、彰子は藤原廣業を使って頼りに憲定に女を自分の許へ参入させるように言ったが、憲定は承諾しなかった。源俊賢に相談したところ、参入に対して暗に肯定的な答えが返ってきたので憲定はさらに実資に相談に来たのだという。憲定が女の内裏参入に対してここまで思い悩むのは、実資が同日条で「近代太政大臣及大納言已下息女、父薨去後、皆以宦仕、世以為嗟、但父未死之前宦仕、参議正光女外未聞之事也」と述べているように、公卿の息女は父が薨去した後に内裏に出仕するのが慣例であったのであり、彰子の憲定への申し出は、当時としては異例のことであったと思われる。さらに、実資が「就中武衛者故式部卿宮子、謂其息女李部宮孫女、其寄尤尊」と続けているように、憲定は公卿であったことに加えて為平親王の子息で、その女は為平親王の孫にあたるのであり高貴な出自であったのである。憲定が彰子の許に出仕させることを承諾しかねたのはなおさらであったであろう。

彰子がこの慣例を破ってまで、頼りに憲定女を出仕させようとしていたのは恐らく、村上源氏である憲定と摂関家の関係を構築する一手段であったと考えられる。



祇子の出自について『春記』天喜二年（一〇五四）五月十九日条に、

今日故進命婦周忌法事日也、（朱書）宇治頼通公妾藤原祇子、因幡守種成女、進命婦忌日称贈二位云々、於法性寺所被行也

とあり、その傍注から因幡守種成女であったことが窺えるが、角田文衛氏によると因幡守種成なる人物が他史料に見られないことから、因幡守頼成女の間違ひであろうと述べている。因幡守頼成は藤原伊祐の養子であり、実父は具平親王であった。つまり角田氏説によれば祇子は具平親王の孫ということになる。⁽¹⁶⁾このことから、『扶桑略紀』天喜元年五月二十六日条において「皇后母氏從五位下源朝臣祇子、贈從二位」と祇子を源姓で記していることや、祇子の生んだ寛子を後冷泉天皇に入内させる際、祇子を具平親王女と称したという『栄華物語』⁽¹⁷⁾の記載も、単なる誤りや嫉妬深い隆姫への配慮というだけでなく、事実具平親王との血縁関係があつたことによるものといえよう。

さて祇子は『栄華物語』⁽¹⁸⁾の中で、

尼上の御方に候ふ人を忍びつゝ、いみじうおほしめすというふ事出で来て、常にただならで子など生み給といふこと聞こゆれど

と述べられていることから尼上の御方、つまり頼通の母倫子に仕えていたことがわかる。⁽¹⁹⁾また、「常にただならで子など生み給」とあるように、祇子は頼通との間に多くの子を設けている。（系図④・表①参照）特に、先述の通り、頼通にとって唯一の女子である寛子は後冷泉天皇の皇后となっているし、長久三年（一〇四二）に生まれた師実が、頼通の嫡男通房の薨去した後、頼通の後

	生 年	経 歴
俊房	長元元年(1028)	橘俊遠養子
覚円	長元四年(1031)	出家(時期不明)
定綱	長元五年(1032)	藤原経家養子
忠綱	?	藤原信家養子
寛子	長元九年(1036)	永承五年(1050)後冷泉天皇に入内・立后
師実	長久三年(1042)	頼通後継者

『愚管抄』によれば、祇子の生んだ諸子は定綱・忠綱・俊綱の順で記載されているが、高橋秀樹氏は「藤原頼通をめぐる養子関係」の中で、定綱の誕生が長元五年であることを指摘している。つまり長元元年に誕生した俊綱の方が年長となる。本表はこの高橋氏の説による。

【表① 祇子所生の頼通の実子】

継者として養育されたのは周知の通りである。前掲『春記』天喜二年五月十九日条及び同二十三日条に、祇子の一周忌の記事が見られるが、頼通の主催によって行われたこの周忌法要は大々的なものであったことが窺え、さらに従五位下から贈従二位とされたのも、永承五年(一〇五〇)に寛子が入内・立后したことによるであろう。

さて頼通と祇子の間には師実・寛子の他に俊綱・定綱・忠綱・覚円がいた。ただし、師実以前に誕生したこれらの男子は養子に出されるか出家しているのである。先述したように、この理由については、従来の研究において未だ一定しないところであり、しかも頼通はこれらの実子を養子に出しているにも関わらず、その後にも養子を入れていることが、頼通の実子・養子関係を複雑にしている要因の一つである。したがって、特に養子に出された俊綱・定綱・忠綱については後述したい。

以上の四名が頼通と婚姻関係にあった女性であるが、まずこれらの女性のほとんどが村上源氏の流れを汲む女性であることに注目したい。道長の婚姻関係において、道長が源氏との関係を築くために源倫子と源明子を妻としたのと同様に、頼通の婚姻関係からも、村上源氏との関係を密接にしようとしていたことが想起されるであろう。また頼通が養子源師房を特に登用していたことも関連して、

頼通は、村上源氏との関係の強化を目指していたと思われる。⁽²²⁾

さて頼通が隆姫と婚姻関係を結んだのは、具平親王の打診を道長が快諾したことによると述べたが、その他の女性についても、藤原永頼女は彰子に、藤原祇子は倫子に仕えていたのである。憲定女も、彰子が頼りに自分の許へ出させようとしていたのは前述の通りであり、これらの女性は頼通との婚姻関係を結ぶ前から、道長や彰子との関係があったことが明らかである。頼通の政治活動に道長や彰子の後見があったことは、かねてから述べられていることであるが、頼通の婚姻関係においても同様に干渉があったことが推察される。さらに頼通が憲定女及び藤原祇子と婚姻関係を結んだのは、憲定女所生の通房が万寿二年（一〇二五年）、祇子所生の俊綱が長元元年（一〇二八）⁽²³⁾にそれぞれ誕生していることを考えると、頼通が藤原信家を養子とした寛仁二年（一〇一八）〜治安二年（一〇二二）とほぼ同時期で、先にも述べたが、関白左大臣で氏長者であった頼通が後継者について考えなければならぬ時期であった。もちろんこの時期には、早急に後継者たる実子の誕生も期待されたのであり、⁽²⁴⁾そのため道長の干渉のもと、村上源氏の女性を中心に、これらの婚姻関係が結ばれたと考えられる。

二、養子に出された実子 — 俊綱・定綱・忠綱 —

(一) 頼通の意図

前章で述べたとおり、頼通は万寿二年（一〇二五）源憲定女との間に嫡男となる通房を儲けた。それとほぼ同じ時期に、長元元年（一〇二八）藤原祇子との間に俊綱を儲け、祇子は続けて定綱・忠綱・覚円・寛子・師実を生んでいる。^(前掲表①を参照)

頼通の後継者として養育された通房が、寛徳元年（一〇四四）に二〇歳で薨去した後、次の後継者と目されたのは、

祇子所生の男子のうち、通房が薨去する二年前の長久三年（一〇四二）に誕生した師実であった。師実の上には俊綱・定綱・忠綱・覚円がいたが、これらの男子は、通房が薨去する以前に養子に出されるか出家している。頼通が実子を養子に出した理由として『愚管抄』巻第四には、

進ノ命婦ブトテ候ケル女房ヲヲボシメシテ、ヲ、クノ御子ウミタテマツリケルヲ、イタクネタマセ給テ、ハジメ三人ヲバ別ノ人ノ子ニナサレニケリ。ハジメ定綱ヲバ経家ガ子ニナサレニケリ。大ハリマノカミト云ハ定綱ナリ。ツギノ忠綱ヲバ大納言信家ノ子ニナサレニケリ。忠綱ハ中宮亮ニナサレニケリ。第三ノ俊綱ヲバ讃岐守橘俊遠子ニナサレタル。フシミノ修理大夫俊綱ト云名人コレナリ。

と載せている。俊綱・定綱・忠綱が養子に出された理由を、頼通との間に子を儲けられなかった隆姫の祇子への嫉妬に対する措置であるとしているが、従来の研究においては、頼通が実子を養子に出した理由について次のような見解がなされている。まず角田文衛氏は、『愚管抄』の記述を受けて、頼通は隆姫に遠慮して他の女性に生ませた子どもの存在が露見することを避けたとしている。また頼通は隆姫の了解を得て通房を後継者に据えたとし、これに加えて米谷豊之祐氏は、隆姫が唯一通房を後継者と認めたのは、母である憲定女が為平親王の孫にあたるためだとしている。つまりこの両氏の見解は、身分の関係から隆姫が祇子を認めていなかったために、祇子所生の子どもを養子に出さざるを得なかったというものである。しかし前章で明らかにしたとおり、頼通の婚姻関係は、実子誕生が切望された時期に道長の干渉もあって、村上源氏の女性を中心に成立したものであり、祇子も道長に選ばれた女性の一人であったのである。したがって祇子の身分の低さが、祇子所生の子どもたちを養子にだした理由とはなりえない。また『愚管抄』が記載しているように、その理由の全てが隆姫の嫉妬であったとは到底考えられない。

ではなぜ頼通は実子を養子にだしたのだろうか。従来の研究でこの問題が一定しないのは、彼らに関する史料が極

めて少ないことに起因しているが、ここで筆者なりの見解を示しておきたい。

まず彼らの極官であるが、『尊卑分脈』によれば、俊綱は正四位上修理大夫、定綱は正四位上播磨守、忠綱は正四位下近江守春宮亮であった。ただし俊綱は『中右記』嘉保元年（一〇九四）七月十四日条に「今夕入道橋俊綱卒去、年六十七、正四位上修理大夫近江守也」、定綱は『中右記』寛治六年（一〇九二）十二月十九日条「今日播万前司藤定綱朝臣卒（年六十一）」、忠綱は、『帥記』永保元年（一〇八一）十月十七日条「午刻参殿、左兵衛督早退出了、左大弁、春宮亮、忠綱、刑部卿、政長、大宮権亮、道時、権左大弁、伊家、参会」とあることから確認できる。三人ともいくつかの国司を歴任したが、公卿となることはなかった。

また『扶桑略記』治暦三年（一〇六七）十月七日条に次のようにある。

還御。寺家加封三百戸。前大相国賜准三宮勅書。年官年爵食邑三千戸。内舍人二人。左右近衛兵衛各六人爲隨身。

資人卅人。如忠仁公旧事。権中納言源隆俊叙正二位。備中守藤原定綱。但馬守同忠綱。並叙四位。越中守豊原奉季。依造橋之功延任。寺家別当権少僧都勝範任大僧都。権別当勝円任権律師。法眼仁覚補大僧都。内供奉頼誉任権律師。是大僧正覚円之讓也。離宮明神授其位記。

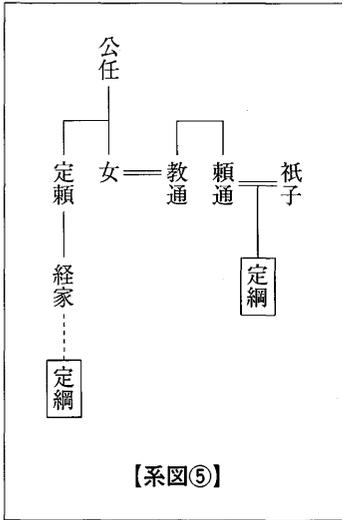
この前々日の五日に後冷泉天皇が平等院へ行幸しており、その還御に際して、平等院への封戸施入、官人・僧侶に対しての叙位や補任が行われている⁽²⁷⁾。その中で、「備中守藤原定綱。但馬守同忠綱。並叙四位」とあるように定綱及び忠綱が四位に叙せられているが、これは頼通の家子に対する叙位であったと推察する。しかし彼らの極官からも見て取れるが、この治暦三年の時点で定綱・忠綱はようやく四位に叙せられたのであり、養子にだされたとはいえ、関白左大臣頼通の実子である俊綱・定綱・忠綱の昇進は、頼通の養子と比較してもあまりにも遅い。というのも、平安時代の養子の特徴として、養子に出したとはいっても、その後実父が関与して子どもの昇進を早める場合があることをすでに前稿

において提示したが、前掲の治暦三年の叙位の他に、頼通と俊綱・定綱・忠綱との間にはそのような動きが見られず、一方で頼通は自分の養子に対しては叙位を譲るなど、その昇進を早めようとしていたことが窺える。つまり頼通は、養子に対しては廟堂における補佐を十分に期待していたが、実子である俊綱・定綱・忠綱にはその期待をしていなかったのである。

さて道長の子供たちの場合、頼通を含めて五人の男子がみな早い時期に公卿となつてゐる。道長の時代において、廟堂には道長の子供たちの他、道長の養子や「寛弘の四納言」と呼ばれた道長の側近(30)もいたことから、道長は自らの補佐役で廟堂の大半を占め、その権勢を維持して来たといつてよい。つまり道長は実子を廟堂における重要な補佐役と考えていたのである。頼通の場合も、御堂流撰閑家の権勢を維持するために廟堂での補佐役は不可欠であり、その期待が実子に最もかけられるべきであつたにも関わらず、頼通が通房以降に誕生した実子にそういった期待をせず養子に出し、一方で養子をとることで補佐役を補つたのである。その頼通の意図には、後継者とした通房と、その他の実子との区別をより明確にすることがあつたと考へてゐる。

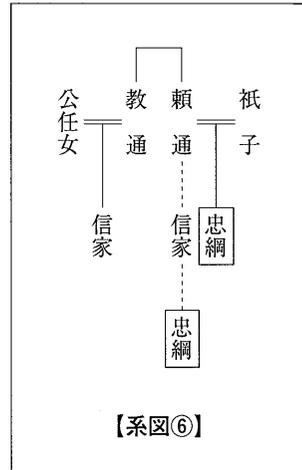
通房が誕生したことで道長や頼通が非常に喜んだことは、前掲『左経記』万寿二年（一〇二五）正月十一日条からもわかるが、さらに『栄花物語』では道長が通房を土御門第に引き取つて養育しようとしていたことを載せており、天逝した藤原永頼女の生んだ男子を除いては、頼通にとって初めての男子である通房が誕生したときから、後継者として期待されていたことは明らかである。したがつて、通房のあとに誕生した俊綱・定綱・忠綱を養子にだし、公卿にしないことで、通房が後継者であることをより明確に周知したのである。

（二）養父との関係



俊綱・定綱・忠綱の養父は『愚管抄』に記載されているように、それぞれ橘俊遠、藤原公任孫である経家、藤原教通の長男で頼通の養子となった信家である。高橋氏は、頼通が経家と信家を養父に選んだ理由として、公任及び教通とより密接な関係を築くためであったとしている³²。特に公任に関しては、当時の廟堂における重鎮であった公任の女と教通が婚姻関係にあったことで、頼通も公任家との関係を築くことを目的としていたと述べている。橘俊遠については、隆姫の乳母の夫である関係から養子に出したとしているが、その理由は不明とし、「平安貴族社会の常識を越えた措置」であったと述べている³³。ただし、平安時代の養子関係についてすでに述べてきているように、養子関係を結ぶ目的には「家」同士のつながりをより密接なものにすることが挙げられる。俊綱と俊遠の養子関係において留意しておきたいのは、藤原氏と橘氏の関係についてである。藤原道隆以来、橘氏の氏長者を推挙する橘氏は定を藤原氏の氏長者が担い、³⁴一方で橘氏の多くが藤原氏の家司を務めるなど、藤原氏と橘氏は主従関係にあったと思われる。俊遠も高橋氏が指摘しているように、実資や頼通に奉仕していたようであり、俊遠にとつて頼通の実子を養子とすることは、摂関家との関係を強くするための重要な機会であったと思われる。橘俊遠と俊綱の養子関係は、養父の側に見れば、大きなメリットとなったであろう。

ここで、定綱の養父である藤原経家について見ていきたい。経家は高橋氏が指摘しているように、教通の妻である公任女の甥にあたる。(系図⑤参照)『春記』長暦三年(一〇三九)十二月九日条には、教通の長女生子が後朱雀天皇に入内するのの際し、「件对有納殿薬殿并御倉也、納殿并薬殿皆移他所、御倉又移丑寅角云云、件事藏人



右少弁経家承行」と、経家が生子の入る西北対を調べている記事がみられるが、この事を経家が行ったのは「依親戚云々」と経家が教通及び生子と縁戚関係にあったことによるとしている。またこの四日前の五日条では、「仰云、内大臣以経家令奏云、娘参入可候西北対納殿、葉殿、藏人所在此対、者、其由触聞白之後、可作其所之由、可仰経家、此旨可仰経輔朝臣者」と、生子を入れる居室に関して、教通が経家を使ってその意を奏上していることから、経家が教通に奉仕していたことがわかる。

甥に当たる関係から、教通に後見されていたためであろう。というのも、経家は長元四年（一〇三一）二月二十八日に元服しているのであるが、『小右記』同日条に、「今日内府息達着袴、亦於彼蓮府、権中納言定頼息加元服」とあることから、経家の元服の儀式が、内大臣教通の息の袴着と共に教通第で行われたことがわかる。この当時、元服を自分の親元ではなく有力貴族の邸宅で行うことには、その有力貴族に後見してもらうという意味があった。³⁵ 前稿でも述べたが、道長の養子である藤原兼経の元服が道長第で行われたことを周知させるものであったと考えられる。またこの日、経家は従五位下で出身しているが、これは倫子の給によるものであり、³⁶ その後の昇進に関しても、皇子内親王（父は後一条天皇、母は道長女藤原成子）の御給や、教通の二条第を里内裏としていた後冷泉天皇が内裏に還御する際の賞として叙位されているなど、道長や教通などの後見があったことが窺える。

ところで忠綱の養父についてであるが、教通の長男で頼通の養子であった藤原信家であることはすでに周知の通りで

あるので、ここでは詳細な検討は割愛したい。(系図⑥参照)

この定綱と忠綱の養父に関して共通しているのは、いずれも教通との関係がみられるということである。高橋氏は定綱と経家の養子関係について、頼通が教通に対抗して、公任との関係を築こうとしていたと述べているが、頼通と教通の関係に関しては再検討の必要があり、むしろこの養子関係については、摂関家と公任家の関係に着目すべきであろう。さて本章では、頼通が俊綱・定綱・忠綱を養子にだした意図について、筆者なりの見解を示してきた。頼通が実子を養子にだしているにもかかわらず、その後も養子を入れて、実子よりも多く登用していたことが、頼通の実子・養子関係を複雑にしている要因の一つであった。しかし頼通が実子を養子にだした目的は、そうすることで、通房を自分の後継者に据えたことを明確に周知させることであつたと筆者は考えている。養子を多く登用したのは、頼通が実子の代わりに廟堂での補佐役を期待したものであつたのである。

また頼通は実子を養子にだす際、或いは養子を入れる際に、「家」同士のつながりを密接にするという目的も重視していた。特に定綱・忠綱の場合は、その養父と教通との関係が深く、頼通が弟教通との関係を重視していたことが推察される。頼通の実子・養子関係を複雑にさせているもう一つの要因には、頼通が養子とした信家に、実子忠綱を入れるなど、教通との関係が絡みあつていることがあると思われる。そこで、次章において教通の婚姻関係とその実子について再整理をおこなつておきたい。

三、教通の婚姻関係と実子

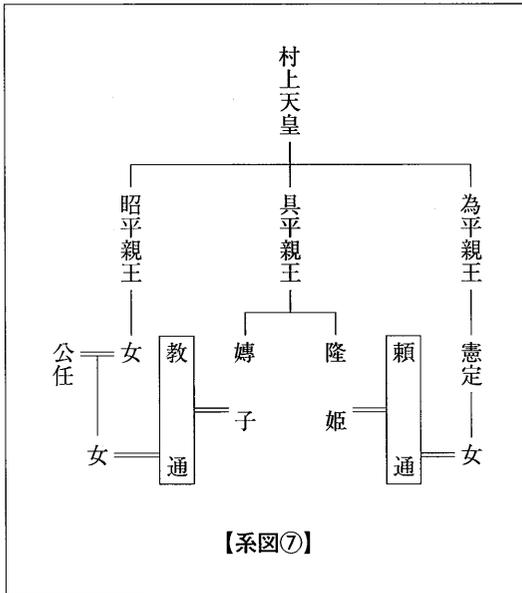
教通は長和元年(一〇二二)四月二十七日に藤原公任女と婚礼の儀式を行つて⁽³⁷⁾いる。(前掲系図⑥参照) 教通と公任女との婚姻関係がむずばれることになつた経緯は、『栄花物語』(巻第十 ひかげのかずら)に詳しい。

公任には女が二人いたが、姉の方を「世になき物とかしづき」、「たゞこの姫君をいみじきものに」思つて育てていたようである。⁽³⁸⁾この女の婿取りの際「この殿の君達の事のみこそは、人のいみじき事には思ひためれ」と道長の子息であれば、世の人もすばらしいというので、公任は教通に打診した。この公任の打診を教通が受けたことにより婚姻関係はむすばれることになつたのであるが、それ以前に「大殿の左右衛門督を、女おはする殿ばけしきだち給へど、おぼし定めぬ程に」と載せているように、⁽³⁹⁾教通には他にも婿取りしたいという打診があつたようであるが、結局公任女との婚姻を決めたのである。しかし、公任女との婚姻関係はわずか十二年で終わつてしまつた。というのも、治安三年（一一〇二）十二月二十七日に公任女は男子を出産したが、治安四年（一一〇二）正月六日に出産が原因で卒去しているからである。⁽⁴⁰⁾

この婚姻に際し、道長は教通に対して「いと目やすきわざめなり、かの大納言は、いと恥ずかしうものし給人なり、思ひのまゝに振舞ひては、いとおかしからん」と公任を立派な人物であると評し、公任に対して心を使わなければならぬと諭している。道長がこれだけ公任を評しているのは、公任が「寛弘の四納言」と呼ばれた一人であることからわかるように、道長と公任が非常に親しい関係にあつたことによる。

次に、公任女が卒去して二年後の万寿三年（一一〇二）、三条天皇の次女禊子内親王が教通に降嫁している。もともと禊子内親王には長和四年（一一〇一）に頼通への降嫁の話があつたが結局沙汰やみになつてゐた。⁽⁴¹⁾禊子内親王の頼通への降嫁の話は『小右記』によれば、三条天皇からの打診であつたが、教通の場合に関しては、この時すでに三条天皇は崩御しており、禊子内親王の兄である小一条院からの降嫁の打診により、婚姻関係が成立している。⁽⁴²⁾

さて教通にはもう一人婚姻関係を結んだ女性がいたようである。二人目の妻禊子内親王は永承三年（一一〇四）に薨去したが、⁽⁴³⁾それと同じ頃、具平親王の女で、頼通の妻隆姫の妹である嬪子女王と婚姻関係を結んでゐる。⁽⁴⁴⁾（前掲系図①）



参照) 嬪子女王は、長和五年(一〇一六)には後一条天皇の齋宮に卜定され、後一条天皇が崩御した長元九年(一〇三六)に退下しており、それからおよそ十年後の教通との結婚であった。『栄花物語』では嬪子女王を「ねびさせ給へれど(年をとっている)」としているが、結婚当時四十五歳ほどであったと思われる⁽⁴⁷⁾。

さてこれらの教通の婚姻関係と、先に紹介した頼通の婚姻関係を比較すると、系図⑦のようになる⁽⁴⁸⁾。この系図から、頼通と教通の婚姻関係が非常に似ていることがわかるであろう。一章でも述べたが、頼通の婚姻関係は村上源氏の女性

を中心に構成されているが、教通の場合も公任女の母が具平親王の弟である昭平親王の女であり、嬪子女王もまた具平親王女であることから、同様のことが言える。

特に公任家との関係は、教通と公任女との婚姻関係だけでなく、頼通の実子定綱と公任の孫である経家との養子関係にもみられることは先述の通りである。また教通が経家を後見していたことはすでに述べたが、経家の元服の時点では、教通はすでに妻である公任女を亡くし、禊子内親王との婚姻関係を結んでいたことから、単に妻の甥であるという関係から経家を後見していたのではなく、公任が「寛弘の四納言」と呼ばれる道長の側近で、以前から撰関家との関わりが深かったことによるであろう。その関係を次世帯でも維持するため、頼通と教通は養子関係と婚姻関係をもって密接な関わり

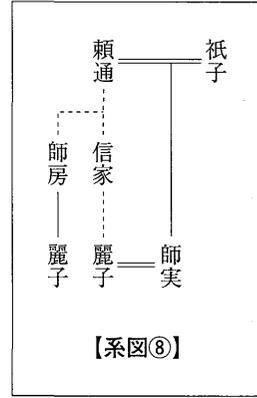
	生 年	経 歴
生子	長和三年(1014)	長暦三年(1039)後朱雀天皇入内
真子	長和五年(1016)	長久三年(1042)任尚侍
信家	寛仁二年(1018)	頼通養子
歆子	治安元年(1021)	永承二年(1047)後冷泉天皇入内 治暦四年(1069)立后
信基	治安元年(1021)	長元八年 通基に改名
信長	治安二年(1022)	教通後継者
静円	治安三年(1023)	出家

【表②】 公任女所生の教通の実子】

を築き上げたのである。禊子内親王の降嫁についても、一度は頼通にその話があったのであり、道長もその結婚を頼通に勧めていたことから、先方からの打診とはいえ、頼通側も禊子内親王との婚姻関係を望んでいたことが窺える。頼通への降嫁が沙汰やみとなった具体的な理由はわからないが、その結果教通と婚姻関係を結ぶこととなったと筆者は考えている。⁽⁵⁰⁾つまり、これらの婚姻関係や養子関係を通して、頼通と教通が御堂流摂関家に関わる人脈基盤を盤石なものにしようとしていたことが窺えるのである。

最後に教通の諸子についても触れておこう。教通には公任女との間に生子・真子・歆子・信家・信基・信長・静円がいた。⁽⁵¹⁾教通には女子も多く、表②に挙げているように生子が後朱雀天皇に、歆子が後冷泉天皇にそれぞれ入内している。また真子についても長久三年(一〇四二)に尚侍に任じられている。

さて教通の長男信家が頼通の養子となっており、さらに頼通の実子忠綱を養子としていることはすでに述べてきた通りである。信家の生年が寛仁二年(一〇一八)であり、忠綱の生年は不明であるが、恐らく俊房・定綱とあまり変わらない時期に誕生していると思われるので、信家と忠綱にはあまり年齢差がなく、信家がまだ幼い時にこの養子関係は成立していると考えられる。このことから、この養子関係が信家の意志によるものではなく、頼通や教通の意志によるものであったと考えられるのである。また信家は源師房の女麗子を養女としており、さらに麗子が師実と結婚していることも興味深い。⁽⁵²⁾(系図⑧参照)



次に、次男信基・三男信長についてであるが、『小右記』長元五年（一〇三二）十一月二十六日条に、

今日内府二・三郎加元服、大納言頼宗・能信加冠、右中将良頼・同府中将実基理髮、二郎信基叙従五位上、依故入道相府戸、三郎信長叙従五位下、追可叙従五位上云々、

とあるように、それぞれ十二歳と十三歳で元服している。信家が頼通の養子として正五位下で出身したのに対し、⁽⁵³⁾信基は従五位上、信長は従五位下であった。

ただし『小右記』によれば、信長は「故入道相府戸」とあるように、道長の「戸」に入っていたことよって信基と同じ従五位上に叙されたことがわかる。⁽⁵⁴⁾

信基は長元八年（一〇三五）頃「通基」と改名していることが『公卿補任』より知られ、実際に『春記』などでは「通基」の名で登場する。⁽⁵⁵⁾改名の理由は不明であるが、頼通以降の摂関家後継者の名前が「師」と「通」を交互に付けられていることを鑑みると、頼通及び教通も道長の後継者として「通」の字が付けられ、頼通の実子で後継者とされた通房もまた同様である。教通もまた信基を後継者とするべく「通基」と改名したのかもしれない。この「通基」は長暦四年（一〇四〇）に従三位侍従にて薨去してしま⁽⁵⁶⁾うが、その後教通が信長に摂関家を譲ろうとして頼通の実子師実と争ったことは、周知の通りである。

おわりに

頼通の実子・養子の関係を複雑にしている要因は、一つに頼通が実子を養子に出しているにも関わらず、四人の養子

をいれていることが挙げられる。頼通の養子関係の特徴が、村上源氏や、道長の側近の一人であった源俊賢などとの、「家」同士の関係をより密接にすることを目的としていること、及び頼通の実子誕生以前に教通の長男信家を後継者候補として養子にしていたという二点であったことは前稿において述べてきた通りである。本稿ではこれらの他に、養父は養子に対して廟堂における補佐役となることを期待していたという特徴を提示した。というのも、道長の場合も養子にそのような期待をしていたのは同様であるが、頼通の場合は特に、実子を養子に出し、その廟堂における補佐を期待していなかったために、養子の補佐を必要としていたのである。頼通が実子に対して補佐役を期待していなかったことは、実子と養子の極官及び昇進過程を比較すれば明白である。頼通は養子に対しては昇進における援助を行っていたが、実子に対してはその形跡がみられない。頼通が実子を養子にだし、昇進面での援助を行わなかった理由は、頼通の最初の男子である通房を後継者に据えたことを明確に周知するためであったと考えている。

さて頼通の実子・養子関係を複雑にしているもう一つの要因に、頼通が、養子信家に実子忠綱を養子に入れていることが挙げられる。しかし定綱を藤原公任の孫である経家の養子に入れていることと関連して、頼通と教通の関係が想起される。これらの養子関係には、頼通とその養子の関係でも述べたように、「家」同士の関係をより密接にするためのものであった。本稿では、道長の時代から関係の深かった公任とその次世帯における関係の強化のために、教通が公任女と婚姻関係を結び、公任女が亡くなった後も、経家を後見し、さらに頼通が、定綱を経家に養子に入れたことを提示し、頼通と教通が、村上源氏や道長の時代の側近及びその子どもと婚姻関係や養子関係を結ぶことにより、その関係を強化しようとしていたことを明らかにした。⁽⁵⁷⁾

ところで、頼通と教通の関係については、『古事談』「頼通依父遺言讓撰錄教通事并教通薨後師実任関白事」に次のようにある。まず「宇治殿使土御門右府。令讓撰錄於大二条殿給之時。入道殿遺言趣云々。」と頼通は道長の遺言により、

摂関の職を教通に譲っており、さらに教通のあとには「於今者如契約可被讓攝籙於左府」と、「左府」つまり頼通の実子である師実に譲られることが決まっていたようである。しかし、この時は後冷泉天皇の許しが得られず、頼通は師実の摂関職の継承をみないま薨去してしまったという。その後、教通は薨去の間際に「御約束於内府。九条太政大臣信長云々」と摂関の職を三男の信長に譲ることを約束したとある。教通が摂関の職を信長に譲ろうとしていたことは、『栄華物語』⁽⁸⁾にもみられ、摂関家継承をめぐつて、師実と信長が争っていたことは事実であろう。しかし、『古事談』同条には頼通が父道長の遺言により摂関の職を教通に譲ったことが記載されている。本稿で明らかにしたように、頼通と教通は婚姻関係や養子関係を通じて、摂関家に関わる人脈基盤を築き上げようとしていたのであり、当初からこのような争いがあったわけではないであろう。

『小右記』万寿二年（一〇二五）三月二十日条「今日内府息童被聴昇殿、関白・内府相共隨身被将参」と摂関家の後継者候補とされた信家の昇殿に頼通と教通が共に付き添っていることや、『小右記』万寿二年七月十五日条

両宰相相来、即参御堂念仏、乗月宰相帰来云、禅閣不出簾前、亦無饗饌、依院御息所事云々、関白・内府及卿相参会、内府抱関白兒出客亭

と、法成寺における法要で公卿が参会している中、教通が頼通の後継者である通房を抱えて客亭に出ているなど、これらの記事は、頼通と教通が協力体制にあったことを窺わせるものである。またこれらのことから、頼通が実子の中で通房を一人後継者として、後を養子にだしたのは、信家の存在があったからではないかと筆者は考えている。

ただし三章でも述べたが、長元八年（一〇三五）頃には教通の二男信基が「通基」と改名していること、通房の薨去後、信家が後継者とされずに師実が後継者とされたこと、さらに、教通が、信家及び「通基」の薨去後には三男信長に摂関の職を譲ろうとしていたことなどから、いつの頃からか頼通と教通の間には、摂関家継承問題に関する考え方のずれが

生じていったことがわかる。

頼通にとって撰関家の継承問題には教通も大きく関わっているものであり、頼通と教通の関係性について、さらに具体的に検討しなければならぬ。加えて教通の撰関家継承の意識についても言及し、御堂流撰関家の継承問題について明らかにしていきたい。

註

- (1) 『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編 第五号 二〇〇六年。
- (2) 坂本賞三「村上源氏の性格」(『後期撰関時代史の研究』所収 吉川弘文館 一九九〇年)。
- (3) 高橋秀樹「平安貴族社会における養子について」(『風俗』二八ノ四 一九八九年)。
- 高橋秀樹「藤原頼通をめぐる養子関係」(『日本歴史』五三二 一九九二年)。
- (4) 「家」意識の問題については今後さらなる検討が必要であるが、服藤早苗氏が「撰関期における「氏」と「家」―「小右記」にみられる実資を中心に―」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館 一九八七)のなかで述べているように、法性寺における祖先祭祀には小野宮流の結束を図るという意図があり、それを主催することは氏長者と同様小野宮流を統括する立場にあった。つまり小野宮流は他貴族とは異なり特殊な親族結合体であった。本稿における「家」意識とは、このよ
うな上級貴族の特殊な親族結合体に対して使用するものとする。
- (5) 御堂流撰関家においても、小野宮流と同様特殊であると考えられるが、道長が源成信と経房を養子に入れた時期、つま

り実子誕生以前において、道長は未だ従三位権大納言であり、兄道隆が摂政を務め氏長者であったことから、その当時、道長の「家」意識は希薄であり後継者としての養子が必要なかったと考へる。

(6) 初めに養子とした師房との関係は、師房が二歳の時に実父具平親王が薨去し、姉隆姫が頼通の妻であった関係から、道長の源成信及び経房と同様、幼い師房を頼通が養育し後見することが目的であった。坂本氏の述べるように、頼通は師房を後継者として認識していたわけではない。

(7) 高橋氏は前掲論文において『今鏡』(第四 是ちすの露)の記述から、頼通が幼い信家を手元に引き取って養育し期待をかけていたと述べている。また、『左経記』治安二年(一〇二二)十二月二十二日条より、信家が五歳の時にはすでに頼通の養子となっていたことが明かである。出身や昇進面での後見の場合、道長や実資の例をみると元服時に養子関係を結んでいることが多い。

(8) 『小石記』寛弘八年八月十一日条の三条天皇内裏還御による勸賞叙位では、隆姫が頼通の妻として従四位上に叙せられていることから、寛弘八年には確実に頼通は隆姫と婚姻関係を結んでいた。

(9) 寛弘元年(一〇〇四)に従三位に叙されるが、翌年に出家し薨去した。永頼息に藤原能通がいるが、『古事談』但馬守能通謁頼通事条には、「コノ能通ハ大ニ条殿ノ後見也」とあることから、能通は大ニ条殿つまり教通の家司であったようである。

(10) 『栄華物語』(巻第十二 むらのたまぎく 以下、日本古典文学大系 岩波書店の『栄花物語』による)に、「又大宮上東門院に、山井の四の君というふ人参りたりしを、この大將物など時々宣はせける」とある。

(11) 『栄華物語』(巻第十二 むらのたまぎく)。

(12) 『栄華物語』(巻第二十四 わかばえ)によれば、「関白の上、「知らぬ人かは」とて、迎えさせ給いて、との、おまかな

ひ・御髪参りなどに二所ながら候せ給程に」とあるように、憲定薨去後、隆姫の計らいで従兄弟の娘である二人を引き取り、頼通に仕えさせた。

(13) 同じく『栄華物語』(巻第二十四 わかばえ)には「いと平かに大おのこ君ぞ生れ給へりける。殿聞こしめすに、あさましきまでおぼされて、御剣など遣す程めでたきや」とある。

(14) 長和二年において出仕を要請されていた憲定女は「年十八」とあるものの、これが姉であったのか妹であったのかは不明である。

(15) 『小右記』同日条において、実資が「一家事只可在彼納言之指帰」と述べているように、源俊賢は当時源氏を統括する立場にあったと思われる。また、「寛弘の四納言」の一人で道長の側近であったことは周知の通りであり、その関係から憲定女を参入させることに肯定的であったのかもしれない。

(16) 角田文衛「関白師実の母」(『王朝の映像』所収 東京堂出版 一九七〇)。

藤原頼成は、『権記』寛弘八年正月□日条に「藤原頼成爲藏人所雑色、阿波守伊祐朝臣男、実故中書王御落胤」とあることから具平親王の息であったことが分かる。また頼成は長元年間に因幡守であったことが知られる。角田氏は『栄華物語』(巻第三十六 根あわせ)に、「三条殿(祇子)をば、うちうち故中務宮の女に候ふとぞ申させ給ひける。尼上(隆姫)のさる物憎みをせさせ給ひければ、かたはらいたがりて紛らはして、中務宮の御子の因幡守の女とて候はせ給ひけれど、今は何事の一つ、ましうてかは忍ばせ給はん」とあることから、祇子を頼成の女であると断定しており、筆者も角田氏の論に賛同したい。

(17) 註16に挙げた『栄華物語』巻第三十六の記事に加えて、巻第三十一にも、「上の御方(隆姫)におぼしめさん事をつ、ませ給なるべし、故中務宮の御女などぞ聞こえさすなりし」とある。

(18) 『栄華物語』(卷第三十一 殿上の花見)。

(19) 角田氏によれば(前掲註16に同じ)、頼成妻が道長の側近であった藤原惟憲女であり、またその母も倫子の乳母子である藤原美子であった。その関係から祇子も倫子に仕えたと考えられる。

(20) 『春記』天喜二年五月二十三日条に「今日故進命婦周忌正日也、於三條本宅行之、関白所行給也、曼荼羅供云々」とあることから、祇子の周忌は頼通の主権により「三條本宅」で行われたことがわかる。祇子は『栄華物語』のなかで「三條殿」とも称されおり、祇子が三條にあった邸宅に居住していたことが窺える。さらに角田氏は前掲論文によれば、「三條本宅」とは、祇子が頼通から買ひ与えられた邸宅であろうと述べている。また『春記』同日条では著者藤原資房が「其供養具等太美也」や「今日上下雲集不可勝計、門前成市、堂上如花」と記しているように、祇子の一周忌が盛大であったことが窺い知れる。

(21) 頼通にはこれらの女性の他に禊子内親王(三条天皇次女)の降嫁の話があったようである。『小右記』長和四年(一一〇一五)十月十五日条に「密語云、右金吾云、主上以女二宮可合権大納言頼通之由、被仰左相府、但有妻如何、相府申云、至有仰事不可申左右者、御恙間深依食給寶位、思食事恐偏有御好歎、可悲々々、可彈指々々」とあり、禊子内親王を頼通に降嫁させる意志が三条天皇にあったことが窺える。しかしこの話は結局沙汰やみとなり、後に禊子内親王は教通に降嫁した。

(22) 坂本氏が前掲論文で述べているように、院政期になると村上源氏は藤原氏を抜いて台頭してくる。それは、頼通と師房の養子関係がきっかけとなったのである。(書陵部所蔵鷹司本『台記』仁平三年(一一五三)十二月二日条)なぜ頼通が村上源氏との関係を強化しようとしたのか、頼通にとっての村上源氏の存在意義とはなにかなど、頼通と村上源氏の関係についてはより具体的な考察が必要であるので稿を改めたい。

(23) 『愚管抄』では定綱・忠綱・俊綱の順で記載しているが、高橋氏は陽明文庫本『中右記』寛治六年(一〇九二)十二月十九日条に「今日播万前司藤定綱朝臣卒(年六十一)」とあることから、定綱が長元五年(一〇三二)誕生であることを指摘している。したがって定綱より俊綱の方が年長であるが、忠綱の生年は不明。

(24) 『栄花物語』(巻第十二 たまのむらぎく) 禊子内親王の降嫁の話があった際、道長は頼通に次のように言っている。「いま、で子もなかめれば、とてもかうでもたゞ子を設けんとこそ思はめ。この辺はさやうにはおはしましたん」隆姫との間に子どもが生まれないので、この禊子内親王に子どもを期待して結婚するようにと道長は述べており、このことから頼通の実子が切望されていたことがわかる。

(25) 角田文衛 前掲註16に同じ。

(26) 米田豊之祐 「源俊房の院政開始時期の政局」(『大阪産業大学論集』人文学編六一 一九八七年)。

(27) 「前大相国」つまり頼通に対しては、良房の前例に倣って、三宮に准じ、年官年爵や隨身・資人などを与えている。

(28) 頼誉の権律師補任について「大僧正覚円之讓也」とあるように、この時頼通の実子である覚円に対しても補任が行われたことがわかる。

(29) 道長の諸子が公卿となった時期は、それぞれ次の通りである。

- | | | | |
|-----------|-------------|-----|--------|
| 頼通 (母 倫子) | 寛弘三年 (一〇〇六) | 十五歳 | 従三位非参議 |
| 頼宗 (母 明子) | 寛弘八年 (一〇一一) | 二十歳 | 従三位非参議 |
| 教通 (母 倫子) | 寛弘七年 (一〇一〇) | 十五歳 | 従三位非参議 |
| 能信 (母 明子) | 長和三年 (一〇一四) | 十九歳 | 従三位非参議 |
| 長家 (母 倫子) | 治安二年 (一〇二二) | 十九歳 | 従三位非参議 |

ただし、顕信（三男 母 明子）は長和元年（一九〇二）に出家している。

(30) 「寛弘の四納言」と呼ばれたのは、藤原齊信、藤原行成・藤原公任・源俊賢の四人。関口力「源俊賢」（『日本古代の国
家と祭儀』所収 雄山閣出版 一九九六年）に詳しい。関口氏は「小右記」寛弘二年五月十四日条「右右衛門督以下恪勤
上達部祇候云々、以七八人上達部世号恪勤上達部、朝夕致左府之勤歎」を挙げ、俊賢も「恪勤上達部」の一人であったと
述べている。また、この記事によれば俊賢など四納言を含めて、廟堂には七・八任の道長の側近がいたことがわかる。

(31) 『栄花物語』巻第二十四 わかばえ。

(32) 高橋秀樹「藤原頼通をめぐる養子関係」（前掲註3に同じ）。

(33) なお坂本賞三氏が「隆姫の嫉妬」（『日本歴史』四九三 一九八九年）の中で、実子誕生前、頼通の後継者には養子源師
房が考えられていたのであつて、通房の誕生以降に生まれた俊綱・定綱・忠綱を師房の上に置くことを憚り養子にだした
としている。ただし、源師房が頼通の後継者と認識されていなかったことは、すでに拙稿（前掲註1）で論じたとおりで
あり、坂本氏の見解には賛成できない。

(34) 竹内理三「氏長者」（『貴族政権の成立の諸前提』所収 御茶の水書房 一九五八年）。

『西宮記』（臨時二）に「定橋氏之爵人事、雖不橋氏、以橋氏外戚王卿、依氏拳被下宣旨外記氏院」とあり、橘澄清を母
に持つ藤原道隆が最初の橋氏は定となった。竹内氏は、その後は九条家が主として世襲的にその地位を占めたと述べてい
る。頼通・師実もこの任についている。

(35) 『小右記』寛弘八年（二〇一一）八月二十三日条。

この日、実資は加冠役として道長第に行っている。

(36) 『公卿補任』天喜四年 藤原経家。

(37) 『小右記』長和元年四月二十四日条に「今朝依四条大納言消息、資平詣向太皇太后宮、於件宮西對、去夜行婚禮、女三」とある。「四条大納言」は公任。「太皇太后宮」は円融天皇皇后で公任の同母姉である遵子が、父頼忠より伝領した四条宮を指す。教通と公任女の婚礼の儀式は四条宮の西對で行われた。

(38) 妹の方は、生まれてすぐに遵子に引き取られた。(『栄花物語』巻第十 ひかげのかづら)。

(39) 日本古典文学大系『栄花物語』校注には、富岡家旧蔵本に「殿の御前北政所の御前おもほしさためぬほとに」とあるとされている。つまり富岡家旧蔵本によれば、道長や倫子が教通の相手を決めかねていたとしており、教通の婚姻関係にも道長などの干渉があったように思われる。

(40) 大日本古記録『小右記』治安三年十二月二十七日条では、この生まれた男子を「静覚カ」としている。静覚は教通四男で、権大僧都。

(41) 『小右記』目録 治安四年正月六日条に「内大臣室逝去事」とある。

(42) 『日本紀略』万寿三年二月五日条「今日、先三条院第二内親王禊子配内大臣」。

(43) 前掲註21。

(44) 『栄花物語』(巻第二十七 ころものたま)によれば、三条天皇の崩御後は小一条院が養育していたようである。

(45) 『春記』永承三年三月十六日条に禊子内親王四十九日の記事がある。前稿において、この記事をもつて公任女の法事としたが、禊子内親王の法事の誤りであった。

(46) 『栄花物語』(巻第三十六 根あわせ)には、永承四年(一〇四九)教通女で後冷泉天皇皇后の歎子が生んだ皇子が天逝してしまつたために、教通と禊子女王の結婚が中止になったが、その後「まことや右大殿は遂に殿、齋宮におはしましそめぬ」と二人が結婚したことを載せている。したがって、この婚姻関係が結ばれたのは永承四年以降のことであり、禊子

内親王が薨去した後である。

(47) 『栄花物語』(巻第十二 むらのたまぎく)によれば、具平親王の次女が長和二年(一〇一三)に敦康親王と結婚し(『御堂関白記』長和二年十二月十日条)その時嫡子女王が「まだ十ばかりやおはしますらん」と記されているので、教通との結婚時期には四十五歳頃と推定できる。

(48) 系図⑧では、頼通の妻に藤原永頼女を入れていないが、前掲註9で述べたように、永頼女の兄能通が教通の家司であり、藤原永頼も摂関家との密な関係があったことがわかる。

(49) 前掲註21『小右記』長和四年十月十五日条にあるように、道長は「至有仰事不可申左右」と言っており、また『栄花物語』(巻第十二 たまのむらぎく)では道長が「男は妻一人のみやは持たる。痴の様や」といって頼通に「子内親王の降嫁の話をお勧めしていることが知られる。

(50) 禊子内親王の兄小一条院(敦明親王)は道長女寛子と結婚し、その弟敦平親王は道長の養子藤原兼隆の掣となっている。三条天皇の皇子女と摂関家との関わりは深く、その関係については村上源氏との関係に加えて別稿での考察が必要であろう。

(51) 教通はこれらの女性の他に、小式部内侍(和泉式部女)との間に、僧正静円を儲けている。(『今鏡』第四 はちすの露、『春記』天喜二年五月二十九日条)。

(52) 『中右記』永久二年四月二日条「京極殿從誕生昔、被養故山井大納言信家卿、雖被用藤氏、猶付本生、可被置彼源氏人々骨墓所辺者、仍不被奉木幡也」。

(53) この初叙は頼通の実子通房・師実と同じである。

(54) 高橋秀樹氏は「平安貴族社会における養子について」(『風俗』二十八巻第四号 一九八九年)の中で、『小右記』寛弘

八年八月二十三日条の藤原兼経の元服に際し「藤大納言子、入左府戸云々」と記されていることなどを例に挙げ、養子となることで養父の「戸」にはいつていたと述べている。ただし、信長が道長の養子となっていたかは不明。

(55) 坂本賞三氏『藤原頼通の時代―撰関政治から院政へ―』（平凡社 一九九一年）。

(56) 『春記』長暦四年十二月八日条。

(57) ただし、嫡子女王との婚姻に関しては、その時期がすでに頼通と教通の決別していた時期であると思われるので、同様の理由では論じられないであろう。教通と嫡子女王との結婚理由については、次稿において触れたい。

(58) 『栄華物語』卷第三十九。